

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0529001 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 21 年 6 月 1 日より適用

《新規記載項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分
	注 釈	
尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量	160 点 生化学的検査 (144 点)	「D009-7」尿中 NMP22 精密測定に準じる
	尿中 NMP22 精密測定 及び 尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量 ア 「7」の尿中 NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量の測定は、区分番号「D002」尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。 イ 「7」の尿中 NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量の測定については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。 ウ 「7」の尿中 NMP22 精密測定及び尿中サイトケラチン 8・サイトケラチン 18 総量の測定を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。	

《検査法追加項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分	追加された検査法
	改正後の注釈		
シアル化糖鎖抗原 KL-6	120 点 生化学的検査 (144 点)	「D007」 血液化学検査の「22」	ラテックス凝集比濁法
	シアル化糖鎖抗原 KL-6 「22」のシアル化糖鎖抗原 KL-6、「23」のサーファクタントプロテイン A (SP-A) 及び「24」のサーファクタントプロテイン D (SP-D) のうちいずれか複数を実施した場合は、主たるもののみ算定する。シアル化糖鎖抗原 KL-6 は、EIA 法、ECLIA 法又はラテックス凝集比濁法により、サーファクタントプロテイン A (SP-A) 及びサーファクタントプロテイン D (SP-D) は、EIA 法による。ただし、ラテックス凝集比濁法での測定は血清に限る。		